

農業委員会だより



主な内容

- 
- 農業委員会活動報告
 - 農地パトロール……………2
 - 市・議会へ建議書提出……………3
 - 農業委員会からのお知らせ
 - 生前一括贈与の方へ……………5
 - 農地の賃借料情報……………6
 - 地域農業情報
 - 農業したいまち栗原……………8
 - 直売所でみ～つけた！……………8

荒廃農地の復元

昨年の10月28日、29日、11月11日に市内3か所で荒廃農地を復元するモデル事業を農業委員会として今年度初めて実施しました。

農業委員自らトラクターや草刈機械、ウンボを持ち寄り、柳やカヤなどの雑草の除去に汗を流しました。

この後は地元の認定農業者や担い手により農作物の作付けが開始されます。



年頭の挨拶

会長 門 傳 仁

あけましておめでとうございます。

ＴＰＰ交渉が進展する中、今般、政権交代によりコメ政策が大きく様変わりする事になりました。このため、その説明はきめ細かくなされなければなりませんし、私たち農家も情報収集に努めなければなりません。また、農地集積及び耕作放棄地解消のため、「農地中間管理機構（仮称）」が設立されます。申し出のあった農地の整備、斡旋が行われる事となりますが、運用がどのように行われるのか、来年度には具体的に動き出すこととなります。

さて、栗原市農業委員会では、「栗原市荒廃農地復元モデル事業」を実施しました。これは高齢化・後継者不足等により荒廃した農地を、農業委員自らがモデル的に復元作業をする事により、荒廃農地解消の周知を図り、地域の担い手等への利用権設定を目指しております。今年度は、市内三カ所の対象農地とその周辺を合わせて、約6000㎡の復元を実施し、所有者ばかりではなく周辺の農家からも好評を得ました。現在、農業委員宅には「農業委員の家」という看板を設置しております。農地・農業に関わる事は、農業委員にお気軽にご相談いただきたいと存じます。

最後に、平成26年7月には農業委員の統一選挙が実施されます。毎年1月には選挙人名簿登録申請がありますが、今年は改選期ということもあり、特に農家の皆様におかれましては、もれなく選挙人名簿に登録をお願いいたします。

新しい年を迎えて、市民・農家各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

農地パトロール（利用状況調査）

地元農業委員が農地の状況を調査

11月12日（火）～19日（火）／市内農地

農地有効利用の推進を図っていくことを目的に農地パトロールが実施されました。

パトロール実施前に、農業委員により事前調査を行い、現地確認をしました。

遊休農地の把握、許可案件等の履行状況の確認、違反転用の早期発見などを調査の対象としました。



▶雑草が繁茂した遊休農地



▲農業委員のパトロールのようす

調査の結果、背丈の高い雑草が繁茂している農地も見受けられ、中には雑木が発生し、何年も手をかけられていないような農地もありました。

今後、このような農地管理指導が必要な農地の所有者や耕作者には、口頭や文書による指導を実施するほか、復元の助言や貸借等のあっせんを行い、適切な管理につなげていくことにしています。

栗原市・栗原市議会へ建議書を提出 農業施策・委員会について建議

9月9日(月)／栗原市役所市長室・議長室

門傳会長と農政委員長、副委員長が「栗原市農業施策に関する建議」、「栗原市農業委員会のあり方に関する建議」を、佐藤市長と石川議長、五十嵐副議長に提出しました。



▶市長に建議書提出

農業施策に関しては、農業者の代表である農業委員の意見・要望等を、平成26年度の市農業施策に反映させ、また国や県等への働きかけを要望するもので、東日本大震災からの復旧・復興対策など13項目にまとめたものです。農業委員会のあり方に関しては、将来を見据え農業委員会を検討したもので、農家の利便性等を考え、現在の選挙区や委員定数、部会構成等を維持すべきとしたものです。建議項目の一つ一つに目を通して、検討を約束していただきました。

第57回宮城県農業委員大会 農業政策について強く要請

11月14日(木)／まほろばホール(大和町)

平成25年11月14日大和町「まほろばホール」において、宮城県内の農業委員が一堂に会し開催されました。

宮城大学食産業部フードビジネス科の三石教授より「食料と農業をめぐる情勢について」と題して記念講演をいただき、50年前から現代、さらに50年後の将来にわたる農業の展望についてお話しがありました。

また、厳しい農業情勢をかんがみ、「基本農政の確立に関する要請決議」や「TPP交渉に関する要請決議」などの4案件を原案どおり可決し、政府・国会に対し強く要請するものとなりました。



▲要請決議のようす

農政委員会研修会 農地中間管理機構等について研修

12月2日(月)／みやぎ農業振興公社

公益社団法人みやぎ農業振興公社(旧宮城県農業公社)より、農地中間管理機構の概要と同行が行う青年農業者等への支援事業について説明を受けてきました。



▲公社職員との意見交換

農地中間管理機構は、現在5割である担い手が利用する面積を、今後10年間で8割となるよう、農地の集積を推進するため都道府県段階に設置する組織で、本県ではみやぎ農業振興公社が予定されておりますが、細部は今後決定されることでした。青年農業者等支援事業は、「就農支援金の貸付や就農予定者への奨学金支給、就農のための研修費用や研修受入れ農家への助成」を行っており、また、求人のある農業法人を紹介するなどしています。その後、人・農地プランとの関わりや耕作放棄地解消事業などについて、熱心な意見交換をしました。

農業者年金に加入しましょう！

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

宮城学院女子大学 視察研修 女性農業委員が経験を講話

9月10日(火)／栗原市役所

キャリアデザインについての研修のため、宮城学院女子大学より学生が視察にきました。

女性農業委員からの講話の後に、意見交換会を実施しました。

市長等に女性登用についての要請活動を行うなど栗原市で女性委員が誕生するまでの経緯や、料理教室の開催といった女性委員の自主的な活動の話、また選挙に立候補する際の苦労話などを行いました。

その後、和やかな雰囲気の中、意見交換会を実施しました。

参加した学生からは、「農業委員会の存在を初めて知った」、「生まれ育った栗原に愛着を感じた」、「行動を起こすのは周りの協力が大事だと思った」などの声が寄せられました。



▶委員4人が思いを語る

栗原市農業委員会委員視察研修会 あきる野市の農業を視察

11月8日(金)～9日(土)／東京都

栗原市と友好姉妹都市である、東京都あきる野市を視察してまいりました。

あきる野市の農業形態は畑作が主であり、収穫した野菜については、市場への出荷はほとんどなく市内数

か所にある直売所

において販売されます。売上の多い直売所では年間3億円も売上げており、栗原市との農業形態の違いを実感しました。

また、野菜の栽培施設も視察し、トマトの樽栽培という特殊な栽培方法に取り組まれており、興味深く説明を受けてきました。

翌日はあきる野市農業祭を視察しました。あきる野市農業委員も多くイベントに携わっており、農業関係者一同でのイベントづくりで多くのお客様が来場されておりました。



▶トマト樽栽培の見学

女性農業者のつどい 農家の後継者問題について意見交換

12月6日(金)／栗原市役所金成庁舎

女性農業者が抱える悩みや農業問題などについて意見交換を行う「女性農業者のつどい」が開催されました。

初めに情報提供として、市から婚活支援などの若者定住促進事業について説明があり、今年度開催された婚活事業においては、定員を超過申し込みがあり確実に実績が上がっている状況が説明されると、参加者からは課題である農家の後継者問題等の解消に向けた更なる事業展開への要望が出されました。

また、荒廃農地復元モデル事業について、農業委員

から発表されると、自分の

農地の荒廃が心配される等の意見も出され、活発な意見交換がなされました。



▲意見交換のようす

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を提出しましょう!!

申請に基づいて選挙人名簿に登載されていないと農業委員選挙には投票等ができません。選挙人名簿に登載までの流れは以下のとおりになります。

誰が	何を
農業委員会	昨年度に申請書を対象世帯へ行政区長経由で配布しております
対象世帯の方	申請書へ必要事項を記載し、下記のいずれかの方法で提出いただきます ① 1月8日(水)まで各行政区長宅へ届ける ② 1月9日(木)までに総合支所へ提出する
農業委員会及び選挙管理委員会	提出された申請書をもとに、平成26年1月1日現在で選挙資格を調査し、名簿を調製

※資格要件は(1)から(3)までの要件を全て満たす方です。

- (1) その選挙が行われる農業委員会の区域内に住所を有する者
- (2) 年齢が満20歳以上の者
- (3) 農地の耕作の業務を営む、次の①から③までのいずれかの者
 - ① 1,000㎡以上の農地について耕作の業務を営む者
 - ② ①の同居の親族またはその配偶者であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者
 - ③ 1,000㎡以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者

農地の生前一括贈与により納税の猶予を受けている方 必見!です

猶予を受けている方は
三年に一回の届出が必要になります

贈与税の納税猶予
築館税務署

不動産取得税の
徴収猶予
北部県税事務所

届出書が送付
(1月末頃)

猶予を受けている方(3年に1回が対象)

届出書を提出
(2月14日まで)

各総合支所市民サービス課 産業建設係

贈与税の納税猶予を受けている方も
貸付けが可能です

猶予を受けていると
農業経営の廃止・譲渡・転用・第三者へ貸付けが禁止されています。

贈与翌年の
3月15日より20年以上
(65歳以上の方は10年以上)
経過していれば・

農業経営基盤強化促進法に基づく一定の事業を用いて、農業委員会を介して認定農業者等へ貸し付けが可能です

詳しくは農業委員会までご相談ください

農業者年金に加入しましょう!

農業者年金は農業者の方なら広く加入できる年金です。

詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。 電話 42-1239

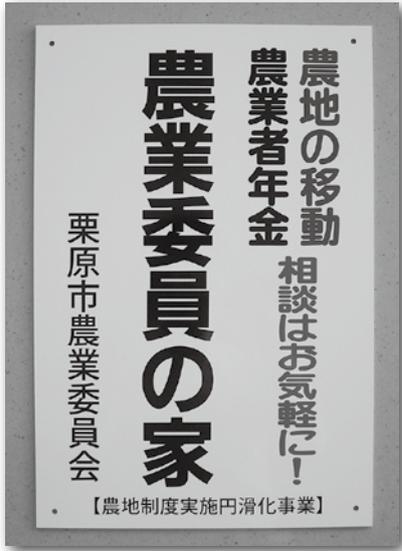
看板・マグネットシートが 農業委員の目印です！

平成25年度農地制度実施円滑化事業費補助金を用いて、栗原市農業委員会では「農業委員の家」の看板、「利用状況調査」のマグネットシートを作成しました。

「農業委員の家」の看板については、委員の家の前等に掲示し、委員に用がある人が分かりやすくすることを目的としました。

トシートについては自動車へ貼ることとし、無断転用や耕作放棄地発生等の防止につなげていくものです。

これから農業委員会では、この2つを活用して、委員活動を強化していきますので、ご協力をよろしくお願いします。



▶看板「農業委員の家」



▲マグネットシート「利用状況調査」

栗原市の農地の賃借料情報

平成24年12月から平成25年11月までの1年間に賃貸借権を設定した賃借料の水準（10アールあたり）は、下記のとおりです。今後、農地を貸し借りする際の参考としてご利用ください。

田（水稲）

地区名	平均値		最高値		最低値		データ数（筆）	
	金納	物納	金納	物納	金納	物納	金納	物納
築館	14,000円	49 kg	21,500円	66 kg	7,700円	30 kg	166	131
若柳	16,700円	69 kg	25,000円	90 kg	7,000円	60 kg	647	44
栗駒	12,800円	56 kg	19,300円	101 kg	6,300円	30 kg	367	157
高清水	10,600円	91 kg	10,900円	150 kg	8,200円	60 kg	22	55
一迫	15,100円	61 kg	24,200円	97 kg	6,000円	31 kg	501	178
瀬峰	11,400円	70 kg	17,100円	120 kg	7,200円	37 kg	283	81
鷺沢	11,700円	57 kg	15,000円	111 kg	7,300円	30 kg	244	102
金成	12,500円	63 kg	25,000円	150 kg	6,200円	30 kg	101	572
志波姫	14,100円	59 kg	21,000円	90 kg	5,500円	46 kg	442	55
花山	7,000円	31 kg	9,300円	32 kg	6,100円	31 kg	22	3
栗原市	14,100円	62 kg	—	—	—	—	2,795	1,378

- ※ 特別な事情などで賃貸借されたデータは除いています。
- ※ データ数が少なく前年と大きく変動している地区があります。
- ※ 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記していません。

みんなで、読もう！ 全国農業新聞 発行日 毎週金曜日 購読料／1ヶ月600円（送料込）

お申し込みは・お問い合わせは、栗原市農業委員会事務局まで 電話 42-1239

農機具の盗難に 気を付けましょう。

全国的にトラクターをはじめ、農機具の盗難が発生しています。

圃場に放置し盗難されるものだけではなく、自宅敷地内の倉庫等からの盗難も多く見られ、大型車両に積み替えて持ち去るようです。

圃場にあつてはキーを抜いた状態での盗難も多く、倉庫内で施錠していても盗難されたケースもあります。

農機具が盗難されると、買い替えの資金のみならず、耕作できず農地が荒廃してしまふ等、経営に多大な影響が生じる恐れもあります。

対策としては、野外放置しないことはもちろん、倉庫内で保管しても、エンジンキーは別の場所に保管することや倉庫にも鍵をかけることが必要です。

また、必要に応じて、ハンドルやタイヤのロックが有効になります。



農家相談コーナー

Q 農地法の許可を受けずに農地を売買した場合、どうなるのでしょうか。

A 農地を売買するときは、耕作目的である場合には農業委員会の許可を、農地以外に転用する目的である場合には都道府県知事等の許可を受ける必要があります。

この許可を受けないで売買契約をしても、法律上は依然として所有権は売主にあることになります。

また、土地の売買後は所有権移転の登記をしますが、農地の所有権移転登記の申請書には、農地法の許可等があつたことを証する書面を添付しなければなりませんので、この許可等がないと登記もできないことになります。

なお、詳しいことについては農業委員会事務局へお問い合わせください。

農業者年金 Q & A

Q 農業者年金を受給している家族が亡くなった場合、どんな手続きが必要ですか？

A 遺族はJAに備え付けの「年金受給者死亡届」に年金証書、並びに受給権者の死亡日が確認できる住民票の写、又は除籍抄本等を添付して、**10日以内**に住所地のJAに提出して下さい。

菅原 徹 委員 逝去される

菅原徹委員（栗駒地区）が11月11日に急逝されました。

委員は市合併後、平成20年から農業委員を勤められ、市の農業振興に多大な貢献をされました。

謹んでご冥福をお祈りいたします。

農業したいまち 栗原

馴染みのある日本で

無農薬栽培を

日本人の父とブラジル人の母の間に六番目の子どもとして生まれた、永田ユキオ（40歳）さんは16歳の時に来日し専門学校を卒業、現在、金成で認定農業者として妻の聖子さんと息子さんの三人暮らしで頑張っています。ブラジルで盛んだった有機農業を目指し、水田5・5ha、畑1・6haを耕作しており、米を中心に数十種類の有機野菜の栽培に力を入れています。

震災の影響で米も野菜も顧客が減ってしまいました。自力で販売路を開拓して、スーパーでの販売や、レストランなどへの提供も始めています。

無農薬栽培の難しさをコンパニオンプランツ（共栄作物）によりカバーし、野菜がきれいな状態になっていました。米はまだまだ震災の影響が続いている中、さらにTPP参加が拍車をかけ、今後の行方が心配だと語っていました。

永田さんの日本語はとてもきれいな発音で、日本が大好きというのが伝わってきます。



▲永田さん（左）とご家族

無農薬栽培の難しさをコンパニオンプランツ（共栄作物）によりカバーし、野菜がきれいな状態になっていました。米はまだまだ震災の影響が続いている中、さらにTPP参加が拍車をかけ、今後の行方が心配だと語っていました。

永田さんの日本語はとてもきれいな発音で、日本が大好きというのが伝わってきます。

直売所でみ〜つけた!

築館国道4号線沿いにある「おてんとさん」の農産物直売所「あじわいの朝」の一角で食事と惣菜を提供しています。

直売所の農産物を有効利用したいとの思いから6次産業化に取り組んでいます。

農産物を出品している農家の方が会員となり、メニューを考えながら、新しい野菜作りに挑戦するといった相乗効果も見られています。

メニューは「焼肉御膳」「はつと汁御膳」が主力で弁当も作っています。ボリュームがあり、毎週来店するお客さんもいるとのこと。また会員が作ったこだわりの食器を使用しており、販売も

なっちゃん

☎0228-23-8110 毎日営業(1/1,9/30休業)

行っています。お腹を減らして行ってみてはいかがでしょうか。



▲ボリュームのある焼肉御膳



▲いきいき働く会員さん

編集後記

荒廃農地復元モデル事業に参加しました。周りを見渡すと所々に、草だらけの田んぼがありました。

農業を支える人口の減少、高齢化、そして農地整備の遅れ、その悪循環があのような光景を作っていると思われまます。

農業を取り巻く現状は厳しいですが、後世に伝える農地を残す事が私達の責任では無いかと考えさせられた一日でした。

(千田正敏委員)